

厚生労働大臣の定める掲示事項

I 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

II 医療情報取得加算

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、当該保険医療機関を受診した患者さまに対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

III 医療 DX 推進体制整備加算

当院は、以下の医療 DX 推進の体制を通じて、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行っています。

電子カルテ情報共有サービスの取り組みを実施してまいります。(今後導入予定です。)

ア 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している。

イ マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる。

ウ 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取り組みを実施している。

IV 情報通信機器を用いた診療

当院は、指導に基づき情報通信機器を用いた診療の初診において麻薬や向精神薬を処方することはできません。また、基礎疾患等の情報が把握できていない患者さまに対する、特に安全管理が必要な薬品（精神神経用剤・糖尿病用剤等）の処方 は 7 日を上限とします。

V 生活習慣病管理料

当院は、28 日以上 の 長期処方、又はリフィル処方箋の交付を行っています。

※患者さまの状態に応じ、医師が可能と判断した場合のみ

VI 地域包括診療加算 / 認知症地域包括診療加算

当院は、患者さまの「健康相談・予防接種に関する相談・介護保険制度の利用に関する相談」への対応を行っています。

介護支援専門員・相談支援専門員からの相談には適時対応しております。

患者さまの状態に応じて、28 日以上 の 長期処方、又はリフィル処方箋の交付を行っています。

Ⅶ 一般名処方加算

当院は、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。特定の医薬品の供給が不足した場合であっても患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。

お薬についてご不明・ご心配ごとがありましたら、お気軽に医師にご相談ください。

Ⅷ 在宅医療情報連携加算

当院は、在宅での療養を行っている患者さまの診療情報等について、在宅医療情報連携加算又は在宅歯科医療情報連携加算を算定する保健医療機関と連携する他の保健医療機関、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者若しくは施設サービス事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者等（以下「連携機関」という。）と ICT を用いて共有し、当該情報について常に確認できる体制を有している医療機関です。

連携機関の名称	種類
ガイア訪問看護ステーション鎌倉	訪問看護
訪問看護ステーションはぴけあ鎌倉	訪問看護
ふれあいの泉	居宅介護支援
あさひ訪問看護・介護ステーション	居宅介護支援
すばる中央薬局大船店	薬局